

# 県税の納税者情報の紛失について

平成24年1月30日  
千葉県総務部税務課  
電話 043-223-2126

千葉県香取県税事務所において、職員が所外に持ち出した県税の徴収に係る関係書類を盗難により紛失しました。

この関係書類には、合計4名分の納税者情報が記載されていたところであり、個人情報を厳重に管理すべき県税事務所において、このような事態を招いたことは誠に遺憾であります。情報を紛失した納税者の方々に多大なご迷惑をおかけしましたことを心からお詫び申し上げます。

今後、業務の点検と問題点の把握を行い再発防止を徹底してまいります。

## 1 紛失した書類及び個人情報

- ① 差押解除通知書（差押解除のため金融機関等に通知するもの）1通。
  - ・納税者住所氏名（1名）、金融機関名等（1機関）、預金口座番号及び残高等。
- ② 歳入歳出外現金領収証書綴（差押債権取立て時に交付するもの）1冊。
  - ・納税者氏名（4名、うち1名は①と同一）、金融機関名等（3機関）、預金口座番号、領収金額等記載。

## 2 事実の概要

### (1) 発生日時

平成24年1月27日（金曜日）午後6時40分ごろ

### (2) 概要

- ・香取県税事務所は、滞納している県税の徴収のために差し押さえた預金の一部を、金融機関に出向き取立し残余について解除することとした。
- ・納税者の意向を踏まえ取立及び解除は、1月30日（月）の開店直後に行うこととしたが、当該金融機関が千葉市に所在することから、成田市に居住する担当職員に自宅から直行して対応させることとし、1月27日（金）、関係書類を携帯しての帰宅を承認した。
- ・担当職員が、1月27日（金）帰宅途中に子供を保育所に迎えに行き、書類の入ったバッグを自家用車助手席に置いたまま車を離れた同日午後6時35分から45分間に、車上荒らしにあい、バッグごと関係書類を盗まれた。
- ・担当職員は、被害発生直後に管轄警察署に通報したが、現在、発見されていない。

## 3 対応

個人情報を紛失した納税者4名に対し状況説明と謝罪を行っているところです。

発生県税事務所に対して、個人情報の管理の徹底及び再発防止に向けた具体的な改善策を指示するとともに、各県税事務所に対しても同様の指示をし、個人情報の適正な管理の徹底を図ってまいります。